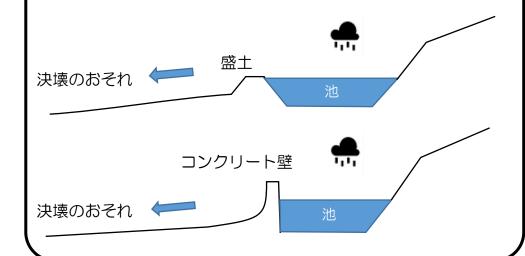
## 農業用ため池とは?

- ○農業に利用するために人工的に築造されたため池施設
  - ※ 盛土が、ため池の一部でも対象となります。
  - ※ コンクリート壁等で築造されされたものも対象となります。
  - ※ 温水ため池も対象となります。



## ため池をお持ちの方(所有者)、お使いの方(管理者)は、ご連絡ください。

## 【問い合わせ先】

富良野市 経済部農林課耕地林務係

電話:39-2309(直通) FAX:23-2122

又は

北海道上川総合振興局 産業振興部調整課指導企画係

電話:0166-46-5967(直通) FAX:0166-46-5214